山梨県

令和３年６月１０日

保育所等における感染防止対策に係る運営・行動規範ひな形

　「感染症に負けないやまなしの保育環境実現のための対策ガイドライン」の活用に加え、保育・幼児教育関連施設及び放課後児童クラブ並びに職員の皆さまの運営・行動規範を作成していただくため、以下の「ひな形」を御活用ください。

　直近の感染事例では、職員のほか、清掃、調理、人材派遣等の委託業者における感染事例が発生していることから、本規範はこれらの方々も対象としていただき、感染防止対策の徹底を図っていただきますようお願いします。

　なお、直近事例から御留意いただきたい内容は、下線で示しております。

|  |  |
| --- | --- |
| 目的 | 具体的な取組例 |
| 発熱者等の施設への来所制限 | ・　子どもや職員等の検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状（※）がある者の登園・出勤を停止するとともに、速やかな受診を勧奨　　※　例えば、平熱より１度以上高い発熱、軽度であっても咳や喉の痛み、嘔吐・下痢等の症状、熱が下がった後のしばらくの間・　登園・勤務中に体調不良を認めた場合は、直ちに帰宅させるとともに、受診を勧奨 |
| ・　保護者の送迎や物品納入などは、できる限り施設外又は玄関口で対応・　来訪者の検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状がある者の来訪を制限 |
| ・　発熱者等が無理して勤務しなくてもよいように施設として休みやすい体制、休みの人が出た場合のバックアップ体制（※）などの整備　　※　同僚が休んでもいいよう普段から情報共有を心掛ける　　※　気軽に連絡・相談ができる組織の構築　　※　上司、同僚等に気兼ねして体調不良時に出勤することが感染を広げる原因となることを理解させる |
| ３つの「密」（密閉・密集・密接）の防止 | ・　施設への大人数の来訪を制限（※）　　※　感染リスクの高い行事・イベントは控える |
| ・　ロッカールーム等、対人距離（約2ｍ間隔）の確保が難しい部屋・スペースの一度の利用人数を制限 |
| ・　１時間に２回程度、十分な換気を行う（可能であれば２つの方向の窓を同時に開ける） |
| ・　密集する会議の回避（対面会議を避け、オンライン・書面会議を利用） |
| 飛沫感染、接触感染の防止 | ・　子どもや職員等のマスク着用（※）、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行　　※　子どもは一律のマスク着用は求めず、発達状況や活動の場面に留意しながら判断 |
| ・　来訪者のマスク着用、入所時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 |
| ・　施設内の定期的な消毒（※）　　※　ドアノブ、手すり、エレベーターのボタンやトイレ（便座、床を含む）の消毒　　※　１日１回以上実施（複数回の実施が望ましい） |
| ・　飲食時や喫煙時の感染対策（※）の徹底　　※　対面を避け、パーティション類を設置する　　※　少人数で、なるべくマスクを着用する　　※　飲食、喫煙については、マスクを外すので、基本は会話をしない、距離をとることを徹底 |
| 移動時における感染の防止 | ・　ラッシュ対策　（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進） |
| ・　テレワークの活用など在宅勤務等による職員の出勤数の削減 |
| ・　出張の抑制（オンライン・書面会議などを活用）、来訪者数の制限 |
| ・　複数人数での移動時における車内でのマスク着用、会話の抑制 |
| 委託業者等も含めた感染防止 | ・　清掃、人材派遣等の委託業者も含めた施設における感染対策の徹底（※）　　※　職員等と同様の対応を実施 |
| 職場外行動の自己管理の励行 | ・　職場外において、感染リスクの高い行動の自粛（※）や感染拡大地域への移動などを控える、基本的な感染対策の徹底など、自らが感染しないための自己管理を励行　　※　大人数での会食や不特定多数の人が集まる場への参加の自粛 |

山梨県「保育所等における新型コロナウイルス感染症関連情報」

|  |
| --- |
| 対策ガイドラインや運営・行動規範のほか、関連マニュアル、参考様式などの情報を掲載しています |

<https://www.pref.yamanashi.jp/kosodate/covid19info/index.html>